様式第89号（第90条関係）

　　年　　月　　日

申請者（納税義務者）

　住所又は所在地

氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　様

粕屋町長　　　　　　　　　印

**軽自動車税減免（決定・却下）通知書**

　　　　　年　　月　　日付け軽自動車税減免申請については、粕屋町条例第９０条の規定に該当（する・しない）ものと認め、下記のとおり軽自動車税の減免を（決定・却下）したので通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 税目 | 期(月)別  事業年度 | 納期限 | 税　　額  (円) | 減免税額  (円) | 差引納付税額(円) |
|  |  |  | ・　・ |  |  |  |
| 決定・  却下  理由 |  | | | | | |
| 備  考 |  | | | | | |

（注意－必ずお読みください。）

・　減免申請書に記載された内容が事実に反する場合は、減免を取り消すことがあります。

・　減免対象車両等、当初申請された内容等に変更が生じた場合は、速やかに必ず届出してください。

・　この通知書に記載された内容について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ケ月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この申請却下の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ケ月以内に粕屋町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。

　　なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ケ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。